

○厚生労働省告示第百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号のイの(1)中「七百九十九単位」を「八百二単位」に改め、同イの(2)中「七百七十九単位」を「七百八十一単位」に改め、同号のロ中「八百八十九単位」を「八百九十二単位」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「六十八単位」を「四十八単位」に改め、同号のハ中「九百五十八単位」を「九百六十一単位」に改める。